介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十九日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第五十三号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成十一年秋田県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「。）」の下に「、法第七十二条の二第一項ただし書並びに第百十五条の二の二第一項ただし書」を加える。

第四条第三項第一号中「病院等、介護老人保健施設」を「施設」に改め、同項第二号中「病院等、介護老人保健施設の開設者の名称及び住所」を「開設者又は申請者の名称及び主たる事務所の所在地」に改め、同条第四項第二号中「名称及び住所」を「名称及び主たる事務所の所在地」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。